

秦漢時代における物価制度と貨幣經濟の構造

柿沼陽平

はじめに

前近代中国では、錢以外の多種多様な物財が、状況に応じて経済的交換手段として使われていた。そこでは、どの物財を交換手段とするのかについて、素材自体の価値や国家権力あるいは民間の伝統に必ずしもよらない、ゆるやかな社会的合意が形成されることもあつた。このような貨幣史像は、おもに錢の動きに着目する旧来の見方に対しても多元的貨幣論とよばれ、現在では秦漢⁽¹⁾～明清時代を研究対象とする経済史家の多くに支持されている。⁽²⁾なかでも秦漢時代に関しては佐原康夫氏が、多元的貨幣論の立場から旧来の貨幣史像の全面的な再検討を試みている。その結果、秦漢

漢時代では見かけ上すべての商品の価値が錢によって計られ、記述されながら、じつさいには布帛や黄金などの交換手段も排除されずに残っていたこと、むしろ錢は国家的支払手段としての性格を強く有していたことなどが指摘されている。では、それらの経済的交換手段のあいだには、具体的にどのような関係があつたのであろうか。これについて多くの研究者は、秦漢時代を通じて「黄金一斤⁽³⁾＝一万錢」⁽²⁾という固定的な比価が存在したとのべている。また錢と布帛に関しても、たとえば戦国秦に「一布⁽³⁾＝一錢」という固定的な比価があつたといわれている。かりにそうであれば、錢の価値は、その実質重量がどれほど軽減されても、黄金や布などの実物貨幣との交換が保証されているかぎり、維持されることになる。このことから導かれるのは、秦漢

時代に金本位制・布本位制もしくはそれに類する体制があつたとする見方であろう。だが、秦漢貨幣經濟の構造をそのように捉えることは、はたして妥当であろうか。かりにそうでなければ、錢の価値の所在と黄金や布帛の存在とは、とりあえず切り離して考えてみなければならない。そこで小論では、まず秦漢時代の物価制度について検討し、それを基礎にして、あらためて「貨幣（錢・黃金・布帛）」同士の価値関係について分析する。その上で、秦漢時代における錢のあり方そのものに関する考察してみたい。

第一節 秦漢時代の物価制度

漢代の物価について考察するさいにまず注目すべきは、伝世文献や出土文字資料に散見する「平賈」についてである。その意味に関しては、一般的に、月ごとに官によって評定される市場価格と解されている。そしてそれは市での取引を安定させ、いわゆる豪強富商の恣意的な物価操作に歯止めをかける役割を担つており、「平賈」に背く行為は「過平」・「故貴」などと呼ばれて厳しく取り締まられたこと、張家山漢簡「二年律令」津闕令（第五一〇簡）にみえる「馬賈譖過平令」が「平賈」制に反したばあいの罰則の一例であることなどが推測されている。⁽⁴⁾他方、秦漢時代の

市では、じつさいには違法行為である競りがよくなされたともいわれている。要するに「平賈」は、形式的で実効力に疑問の残る物価調整制度と解してきたのである。⁽⁵⁾そこでこの解釈の是非について検討すると、「二年律令」田律（第二四一一四二簡）に

頃ごとの芻・稟に入るには、頃ごとに芻三石を入れよ。……稟は皆な二石とせよ。……芻・稟を收め入るるに、縣は各々一歳の用の芻・稟を度り、其の縣の用に足らば、其の餘は頃ごとに五十五錢を入れて以て芻・稟に當てしめよ。芻は一石ごとに十五錢に當たり、稟は一石ごとに五錢に當たる。芻・稟、節（即）し律より貴くば、芻・稟に入る時の平賈を以て錢を入れよ。とあるのに注目される。これは芻・稟などを国家に税として納入するさいに、それらを錢に換算するばあい、原則的に「芻一石＝一五錢」・「稟一石＝五錢」のように固定換算して錢納させ（以下、固定官価と略す）、かりに芻・稟の時価がそれ以上であれば、そのときの「平賈」に従つて錢納させるという意味である。ここでいう「平賈」とは、「二年律令」金布律（第四二七一四二八簡）に

罰・贖・責（債）有りて、金を入れるに當たり、平賈を以て錢を入れんと欲し、及び購・償を受くるに當たり、金母く、及び金・錢を縣官より出だすに當たりて、

以て其の罰・贖・責（債）を除さんと欲し、及び人の爲に除する者は、皆な之を許し、各々其の二千石の官の治所の、縣の十月の金の平賈を以て錢あたを予え、除と爲せ。

とあり、居延旧簡(4.1)⁽⁶⁾に

二月戊寅、張掖太守の福・庫丞の承烹、丞の事を兼行し、敢えて張掖農都尉・護田校尉・府・卒人に告げて、縣に謂う。律に曰く、「它物の錢に非ざる者を臧せば、十月の平賈を以て計れ」と。案するに、戌田卒は官袍衣物を受け、利を貪り、貴賈もて貧困の民に貰予す。

吏、禁止せんば、浸、益々多く、又た時を以て驗問せんば……。

とあるように、原則的に錢を価値尺度手段とする公定相場であり、少なくとも毎年十月に縣単位で確定されるものであつた。そしてそれは、出土文字資料や伝世文献にみえるその適用例をみると、とくに官署間・官民間の取引（官による商品価値の査定なども含む）において有効な指標であつたとみられる。現に、『孟子』滕文公章句上に

（陳相曰く）「許行の道に従わば、則ち市賈に貳あらず、國中に偽り無からん。……」と。（孟子）曰く、「夫れ物の齊ひとしからざるは物の情なり。……許子の道に従うは、相率いて偽りを爲す者なり」と。

とあり、後漢・王充『論衡』卷一七是応篇に

儒者、太平の瑞應を論ず。……男女、路を異にし、市に二價無し。……夫れ儒者の言、溢美なること實に過ぐる有り。……男女相干さず、市價相欺かざるを言うは可なるも、其れ路を異にし、二價無きを言うは、之を裏むるなり。……太平の時に、商人無くんば則ち可なるも、如し有らば、必ず便利を求めて以て業を爲さん。物を買うに安んぞ肯えて賤きを求めざるや。貨を賣るに安んぞ肯えて貴きを求めざるや。貴賤を求むるの心有らば、必ず二價の語有らん。

とあり、『後漢書』卷八三逸民列伝に

韓康、字は伯休。……常に藥を名山に采りて、長安の市に賣る。口に二價せずして、三十餘年。時に女子有りて、康より藥を買わんとす。康、價を守りて移らず。女子、怒りて曰く、「公は是れ韓伯休なる那。乃ち二價せざるや」と。康、歎じて曰く、「我、本より名を避けんと欲するも、今、小女子すら皆な我有るを知る。何をか藥を用うるを爲さん」と。

とあるように、戦国～後漢時代の市では競りが行われ、市における各商品の統一的価格などは存在しないのが常であつた。『二輔黃岡』卷一長安九市条に

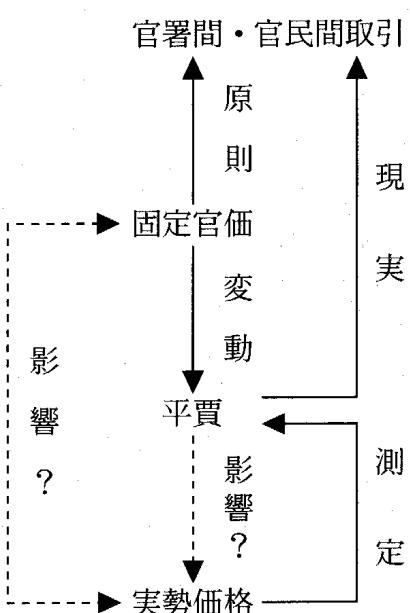
直市は富平津の西南二十五里に在り。即ち秦の文公、

造る。物に二價無ければ、故に直市を以て名と爲す。

とあるように、物価の完全に統制された市はむしろ固有名で呼ばれて特別視されるほどであった。このことからも、市における一物一価の原則があくまでも理想・特例とされていたことがわかる。したがって、「平賈」が民間の商取引さえも完全に統制していたとは考えがたい。むしろ「平賈」は、官が前月までの相場に基づき定めた物価指標であり、それとはべつに実勢価格が存在していたとみるべきであろう。つまり当時の物価は、固定官価・平賈・実勢価格の三層構造になっていたのである（市場に流通するすべての商品に固定官価が設定されていたとは限らない）。以上の検討結果を図示すると〔図1〕のようになるであろう。

それでは、漢制を大幅に改変したといわれる新代では、どのような物価制度が施行されていたのであろうか。ここで注目すべきは、『漢書』卷一四食貨志下（以下、食貨志下と略す）の次の文である。

諸々の司市は、常に四時の中月を以て掌る所を實定し、物の上・中・下の賈を爲し、各々自ら用て其の市平と爲し、它所に拘わる母し。衆民、五穀・布・帛・絲・縣の物を賣買し、民の用に周^{あまね}して讙れずんば、均官の、以て厥^その實を考檢する有りて、其の本賈を用て之を取り、折錢せしむる母し。萬物印貴し、平を過ぐる



〔図1〕 漢代平賈制と物価

こと一錢ならば、則ち平賈を以て民に賣與す。其の賈、氐賈にして平を減する者は、民の自ら相與^{とも}に市うに聽^{あきな}せて、以て貴^{きゆ}庾^{まか}する者を防ぐ。

これは王莽⁽⁹⁾が施行したいわゆる「五均法」の概要をのべたものである。ここでいう「平賈」は、上中下の三等に分けられている点で、漢代「平賈」制と異なるものである。後述するように、この三等構造は唐代「市估」制にもみられるものであり、あるいは両者は似たような機能を有しているのかもしれない。⁽¹⁰⁾ただしいずれにせよ、「萬物印貴し、平を過ぐること一錢ならば」とあるように、「平賈」と実勢価格が分けられており、両者が食い違うことがしばしばあったという点で、新代「平賈」制と漢代のそれは同様であったといえる。また後述するように、王莽期の黄金など

には固定官価が定められていた。これより、新代にも固定官価・平賈・実勢価格があつたと想定される。

ではかかる三層よりなる物価制度は、第一に、いつごろ成立し、第二に、どのような形で後世に継承されていったのであろうか。

第一の問題に関して注目すべきは、睡虎地秦簡「封診式」(第六一七一六一九簡)⁽¹¹⁾に

告臣 爰書。某里の士伍甲、男子丙を縛りて詣る。告して曰く、「丙は、甲の臣なれども、驕悍にして田作せず、甲の令を聽かず。公に買（賣）りて、斬して以て城旦と爲し、賈錢を受けんことを謁う」と。……令史某をして丙を診しらべしむるに、病あらず。●少内某・佐某をして市の正賈を以て丙を丞某の前に賈せしむ。

丙は中人なれば、あたい賈若干錢。

とあり、そこに「正賈」という語がみえる点である。これは、『淮南子』時則訓「上帝以爲物平」の後漢・高誘注に平は、正。讀みて評議の評。

とあるように、「平賈」に読み替えうる語である。よつて、戦国秦の「正賈」制は、漢代「平賈」制の前身に相当するものと推測される。「正」は、始皇帝の諱いみなと同一の字、あるいはそれと通仮する字であるから、おそらくのちに「正賈」から「平賈」に更名されたのであろう。⁽¹²⁾

第二節 錢・布帛・黄金の価値関係

戦国秦における錢と布の価値関係については、睡虎地秦

第一の問題に関しては、池田温氏の説が参考になる。すなわち、唐代には「市估」と呼ばれる制度があり、それは「一般取引を規制する公定強制価格ではなく、又市場に提示される公示価格でもなく、時価を参照して市の官員により決定記録された公定市価に外なら」⁽¹³⁾ず、當時市場価格が完全に統一されていたわけではなかつたといふ。これに類する制度は、元明代に至るまで存在していたことが確認されている⁽¹⁴⁾。これらはいずれも、実勢価格とはべつに存在した市場公定相場であるという点で、小論で指摘した「平賈」制の機能とほぼ合致するものである。そうなると、前近代中国の物価制度に関しては、戦国秦「正賈」制→漢「平賈」制→新「平賈」制（→後漢「平賈」制）→唐→明「市估」制という一連の流れが想定されることになろう。

以上の考察により、秦漢時代における物価制度の全容がほぼ明らかとなつた。それでは、秦漢貨幣經濟において中心的役割を担つていたとみられる錢・布帛・黄金のあいだにはいつたいどのような価値関係があつたのであろうか。

簡「秦律十八種」金布律（第一三四簡）に

錢十一は一布に當たる。其れ錢を出入して以て金・布に當つるには、律を以てせよ。

とあり、「一布＝一錢」と規定されている。整理小組によると、「錢十一」は秦半兩錢一枚のことである。また、「一布」は麻織物のことであり、「秦律十八種」金布律（第一三三簡）に

布は袤八尺、幅廣一尺五寸とす。布、惡しく、其の廣袤、式の如くならざる者は行さず。

とあるように、その規格は長さ八尺・幅一尺五寸である。このようない由により、前掲「秦律十八種」金布律（第一三四簡）は、一般的に、秦半兩錢一枚と麻織物（袤八尺、幅廣一尺五寸）が等価であることをしめしたものと解されている。たしかに、「秦律十八種」金布律（第一六一一六三簡）に

衣を稟せらるる者の、隸臣・府隸の妻母き者及び城旦は、冬に人ごとに百一十錢、夏に五十五錢、其の小なる者は冬に七十七錢、夏に卅四錢、春は冬に人ごとに五十五錢、夏に卅四錢、其の小なる者は冬に卅四錢、夏に廿三錢、隸臣妾の老及び小にして自ら衣^着る能わざる者は春の衣の如くせよ。（後略）

とある。本条は、特定の刑徒に対する衣料支給の原則につ

いてのべたものであるが、そこでは衣料の価値が錢数によつてしめされている。そしてその数はすべて一一の倍数となつてゐる。これは明らかに前掲「秦律十八種」金布律（第一三四簡）「錢十一當一布」の規定を受けたものであろう。これより、刑徒への衣料支給のばあいなどに、「一布＝一錢」という固定官価が指標として用いられたことがわかる。

ところが、「錢十一當一布」がこのように成文化された固定官価と解される一方で、既述のごとく、戦国秦には「正賈」という可変的な物価指標もあつた。したがつて、官署間・官民間で麻織物を取引するばあい、現実的にはその価格を「正賈」で測定していく可能性がある。さらに、戦国秦の睡虎地第四号秦墓木牘(M4:11)⁽¹⁵⁾には

母、安陸の絲布の賤^{やす}くして以て襷・裙・襦と爲すべき者を視ば、母、必ず之を爲り、錢と偕^{とも}に來らしめよ。黒夫、自ら以て此れを布とせん。

とある。これは戦地にいる息子の「黒夫」から郷里の母親に宛てた書信である。これによると、布帛の実勢価格は地域ごとに変化するものであった。これは、前掲「秦律十八種」金布律（第一三四簡）「錢十一當一布」が、必ずしも民間における布の実勢価格と同じものでなく、民間の商取

引における公定強制価格でもないことをしめしている。これより、戦国秦の布の価値も可変的であったと考えられる。また漢代でも、前掲居延旧簡(41)によると、物財の価値は原則として「平賈」によって測定されており、布帛の価値が可変的であったことが窺われる。⁽¹⁶⁾

二、平準書にみえる「一黄金一斤」の解釈

錢と黄金の価値関係に関しては、従来、既述のごとく、秦漢時代を通じて「黄金一斤＝一万錢」という固定的な比価があつたといわれてきた（以下、「黄金一斤＝一万錢」説と略す）。その論拠のひとつは、『史記』卷三〇平準書（以下、平準書と略す）にある。

漢興^{おこ}りて秦の弊に接し、丈夫、軍旅に從い、老弱、糧餉を轉じ、作業劇にして財匱^{とき}し。……是に於いて秦錢重くして用い難きが爲に、更めて民をして錢を鑄しめ、一黄金一斤とし、法を約して禁を省く。……天下、已に平らぐ。（後略）

すなわち、この文の冒頭には、漢元年を意味する「漢興」の二字がある。またその後文には、楚漢戦争の終結（漢五年）を意味する「天下已定」の四字がみえる。よって、本文は漢元年（前二〇六）～漢五年（前二〇一）の出来事をしめたものと解される。そこに「一黄金一斤」という五

字がみえる。この意味に関しては、これまでに以下の三つの注釈が残されている。

①「十貫＝金一斤」説。⁽¹⁷⁾

②「一黄金＝金一斤」説。⁽¹⁸⁾

③「一万錢＝金一斤」説。⁽¹⁹⁾

そしてその中の①と③が、後述するように、「黄金一斤＝一万錢」説の論拠となっているのである。しかし、当該句をそのように解することは妥当であろうか。

①は、当該句を「十貫金一斤」の誤文とみなした上で、「十貫＝金一斤」の意に解する説である。『漢書』卷六武帝紀の元狩四年（前一二九）条「初算縉錢」の顏師古注に

李斐曰く、「縉は、絲なり。以て錢を貫くなり。一貫

ごとに千錢とす。算二十を出だすなり」と。

とあることから、たしかに漢代には、千錢をひとまとまりとする「貫」という単位があつたようである。⁽²⁰⁾ したがって、かりに「黄金一斤＝一万錢」とすれば、「十貫＝一万錢＝黄金一斤」となる。しかし前掲平準書の文は、食貨志下では

漢興りて、以て秦錢重くして用い難きが爲に、更めて民をして莢錢を鑄しむ。黄金ごとに一斤とす。

に作り、「一黄金一斤」の「一黄」は「十貫」に読み替えられていない。よって、①には従いがたい。

②は、当該句を「一黄金ごとに一斤とす」と読み、このときに黄金の基準単位が「斤」に定められたと解する説である。たしかに、統一秦では黄金を計量するさいに「溢」と「斤」の二つの単位が混用されていた。⁽²²⁾ すると当該句は、それが前二〇六年（前二〇一年）に、「斤」に一本化されることを意味していることになろう。そこで伝世文献を確認すると、『史記』卷五五留侯世家に

（漢元年正月）沛公、漢王と爲り、巴蜀に王たり。漢王、（張）良に金百溢・珠一斗を賜う。

とあり、漢元年（前二〇六）に黄金が「溢」単位で計量されていたことが確認される。ひるがえって漢元年以来、黄金が「溢（鑑）」で計量されたことをしめす用例はみあたらず、代わりに「斤」で黄金を計量する事例が多くみえる。これより、②には大きな問題がないと考えられる。では、最後に残された③には、どのような論拠があるのであろうか。

③に関する現存最古の文は、唐・司馬貞『史記索隱』に如淳云う、「時に錢を以て貨と爲し、黄金は一斤ごとに直萬錢とす」と。

とあるものである。ただし、『漢書』の顏師古叙例によると、如淳は三国魏の人である。したがって、漢初の経済状況に関する如淳注には、何らかの典拠があつたはずである。

しかし文中にそのことは明記されていない。その理由について清・瞿方梅『史記三家注補正』は

竊に疑うらくは、如（淳）、『史記』の本と當に「一萬金一斤」を作るべくに據る。故に其れ之を解すること

此の若からん。

と推測している。ところが周知のことく、如淳はほんらい『史記』の注釈者ではなく、『漢書』の注釈者である。そこで『索隱』引如淳注に相当する『漢書』の如淳注をさがすと、『漢書』卷五〇馮唐伝に

（馮）唐對えて曰く、「……李牧……百金の士十萬を選び、是を以て北のかた單子を逐い……」と。

とおり、そのなかの「百金の士」に関する顏師古注に

如淳曰く、「黄金は一斤ごとに直萬とす。言うこころは、富家の子弟の使いの任すべきものなり」と。

とある。これと『索隱』引如淳注を比較すると、前者には後者の「言うこころ」以下の文が、後者には前者の「時に錢を以て貨と爲し」の箇所が欠けている。しかしこれは、如淳注の原文の異なった箇所を、のちに司馬貞と顏師古が別々に抄録したことによる差異であろう。というのも、両者を原文で比較してみると

（索隱）時以錢爲貨黄金一斤直萬錢
(顏注) 黄金一斤直萬 言富家子弟可任使也

となり、これを校訂して一文にすると

時以錢爲貨。黃金一斤直萬錢。言富家子弟可任使也。となり、前掲馮唐伝「百金の士」に対する首尾一貫した注釈とみなしうるからである。これより、如淳注はほんらい馮唐伝に付されたものであり、「一黃金一斤」の意味を解釈するためのものではないと考えられる。そうなると、如淳注の論拠を『史記』の語句異同に求める瞿方梅の推論には問題があることになろう。

三、如淳注の論拠と居延漢簡の内容

そこで如淳注の論拠を、それ以前の『漢書』の注釈に求めてみると、そこに「黃金一斤＝一万錢」説を裏づける記載はみあたらない。一方、如淳注以降の注釈をみると、『漢書』卷二「惠帝紀即位年（前一九五）条の顏師古注に「晉灼曰く、……凡そ「黃金」と言ふは、眞の金なり。「黃」と言わざんば、錢を謂うなり。食貨志に、黃金は一斤ごとに直萬錢とす、と」とある。これによると、晉・晉灼は「食貨志」を典拠としている。それは次の文に比定される。

(王) 莽、眞に即く。……黃金は重さ一斤ごとに直^{あたい}錢

これは王莽が公布した幣制改革の概要をのべた食貨志下の

文である。これより、晉灼は、漢初における黃金と錢の比価について付注するにあたり、新代の幣制に関する記述を典拠としたと考えられる。ところで、たとえば『漢書』卷四二叔孫通伝の顏師古注に

如淳曰く、「高祖の衣冠、藏せられ、宮中の寢に在り。……」と。晉灼曰く、「……如（淳）の、宮中と言ふは、皆な非なり」と。

とあるように、晉灼は如淳注を適宜参考していたものとみられる。したがって晉灼は、漢初における黃金と錢の比価について検討するにあたり、前掲如淳注を引証することも可能であつたはずである。また、かりに漢初の經濟状況に関する如淳注以外の信頼に足る史料が晉代に残存しておれば、晉灼は食貨志下でなくそれらを典拠としたであろう。

といふのも、王莽期の幣制に関する文を典拠にして漢初の幣制を復元することは、論証の方法としてあまり妥当とはいえないからである。だが、結果として晉灼は食貨志下の文を優先している。これより、晉灼は、漢初の出来事に関する如淳注を、漢初の幣制をしめす信頼に足る史料とはみなしていなかつたことがわかる。このことは、「黃金一斤＝一万錢」という比価の存在を明示する食貨志下以外の確たる論拠が、すでに晉代には存在していなかつたことをしめすものであろう。⁽²³⁾これに関連して金少英氏はつとに「黃金

「斤＝一万錢」説の原点が前掲食貨志下にあることを推測している。⁽²⁴⁾この仮説に関して、金氏は必ずしも論拠を提示していない。しかし、これまでの検討をふまえれば、これは十分に首肯しうる解釈であろう。したがって、新代以前の黄金と錢の比価を実証するには、新代に「黄金一斤＝一万錢」という固定官価が存在したことととりあえず文献上認めうるものとし、そこから時代を遡つて両者の漢初における比価を類推せねばならないのである。

そこで前漢後期における黄金と錢の比価をみると、『漢書』卷九九王莽伝上の平帝元始二年（後二年）条に

有司奏す、「故事に、皇后を聘^{むと}るには黄金一萬斤、と。

爲^{すなわ}ち錢一萬萬」と。

とある。この文に基づいて労幹氏は、王莽の始建國元年（後九年）の七年前にすでに「黄金一萬斤＝錢一萬萬」すなわち「黄金一斤＝一万錢」という比価が成立していたと論じている。また藤田高夫氏も、居延新簡（EPT57:1）に⁽²⁵⁾□期會。皆坐辨其宮事不辨。論罰金各四兩直一千五百。とあること、居延旧簡（231.115A.B）に

□□□□當罰金一千五。

□□□亡人罰金五千。

とあり、それぞれ「罰金四兩直一千五百」と「罰金八兩直五千」の省略形とみられることから、すでに前漢後期には

当該比価が存在していたとのべている。たしかに労氏の挙げる前掲王莽伝の文は、平帝期に当該比価があつたことを裏書する⁽²⁶⁾ことである。また、前掲居延旧簡（231.115 A.B）は「建武（光武帝）」の紀年を含む簡と同出し、前掲居延新簡（EPT57:1）は「本始（宣帝期）」「始建國天鳳（王莽期）」の紀年を含む簡と同出しているから、これらは前漢宣帝期～後漢光武帝期の比価を反映している可能性が高い。したがって、「黄金一斤＝一万錢」という固定官価の存在は、とりあえず前漢後期にまでさかのぼる可能性があるといえよう。

四、「黄金一斤＝一万錢」説および金本位制説の批判

ところが、前掲「一年律令」金布律（第四二七一四二八簡）によると、漢初において「罰・贖・責（債）・購・償」を黄金で給付もしくは支払うばあいには、「各々其の一干石の官の治所の、縣の十月の金の平賈を以て錢」に換算して決済することが認められていた。『晉書』卷三〇刑法志の魏新律序略引漢律にも

金布律に、罰・贖・入責（債）は呈黄金を以て價と爲せ、と有り。

とあり、前掲「一年律令」金布律（第四二七一四二八簡）の内容と類似する条文がみえる。「呈黄金」の「呈」は、

基準・標準の意味であり、『説文』口部に
呈は、平なり。

とあるように、「平」字に読み替えうる。「平」は「平賈」の省略形として前掲食貨志下に散見する。したがって、「呈黄金」と「金平賈」は同内容の語句と解される。すると、前掲「二年律令」金布律（第四二七一四）〔八簡〕と魏新律序略引金布律はほぼ同様の規定と解され、その内容は前漢初期～三国時代まで有効であつたと推測されよう。また、前掲居延旧簡（4.1）にも、錢以外のあらゆる盜品（黄金を含む）の価値を「平賈」によって計るべきことが定められている。これより、黄金の価値は漢代を通じて、他の物財と同じく、「平賈」制に組み込まれていたと考えられる。そうなると、黄金の価格は官署間・官民間の商取引においてさえ可変的であつたことになるので、その実勢価格はさらに細かく変動したであろう。現に、張家山漢簡「算数書」（第四六簡）には「黄金一斤＝五〇四〇錢」、『九章算術』卷六均輸には「金一斤＝六一五〇錢」、同書卷七盈不足には「金一斤＝九八〇〇錢」であることなどがのべられている。また、『管子』にも錢と黄金の比価に関する文がみえ、揆度篇に「金の平價は萬なり」、輕重甲篇に「金賈四千」とある。金谷治氏によると、両篇はともに武帝期後半もしくはそれ以降に成立したものであるという。だが、

にもかかわらず両篇にしめされている比価にはかなりの食い違いがみられる。これらは、「黄金一斤＝一万錢」を絶対的な比価と解することが困難であることをしめしている。そこで、黄金の価値も、他の物財と同じく固定官価・平賈・実勢価格によって測定されていたと仮定すると、前掲の食貨志下・居延新簡（EPT57:1）・居延旧簡（231.115A.B）・『漢書』卷九九王莽伝上は黄金の固定官価、「二年律令」金布律（第四二七一四）〔八簡〕・居延旧簡（4.1）・『管子』揆度篇は黄金の平賈、「算数書」・『九章算術』・『管子』輕重甲篇は黄金の平賈もしくは実勢価格をそれぞれさるものと解され、史料間の矛盾はすべて解消する。これより、黄金も当該物価制度によって価値が計られていたと推定される（ただし、新代における黄金の価格に関しては、前掲食貨志下以外の比較検討に足る史料がないため、具体的なことは今後の検討課題である）。

以上の考察により、秦漢時代における錢と黄金の比価は、固定官価・平賈（正賈）・実勢価格により、状況に応じて測定されるものであり、つねに固定されていたわけではなかつたことが明らかとなつた。このことは秦漢帝国が、一般に想定されているように、金本位制を採用していなかつたことをしめすものであろう。また既述のごとく、錢と布帛の比価も可変的であつたから、秦漢時代の錢の価値は布

本位制に基づいていたわけでもなかつた。要するに、秦漢時代の錢の価値は、必ずしも布帛や黄金などの実物貨幣との交換可能性に裏打ちされていたわけではなかつたのである。そうなると次に問題となるのは、錢がいかに価値物たりえていたのかについてである。

第三節 漢錢の価値と錢文の関係

この問題について検討するさいに注意すべきは、秦漢時代（とりわけ前漢前半期）に錢が幾度も改鑄されたという事実である。その概略を年表にあらわすと〔表1〕のようになる。⁽²⁹⁾これらは、前漢前半期までに錢が価値物として民間にあまり定着していなかつたことを示唆するものであろう。もちろん錢は、漢初における全国一律の錢納人頭税中心の財政制度確立に伴い、必需品となつた。これにより、錢に対する社会的信頼がある程度保障されたとみられる。しかし、前漢前半期における度重なる改鑄の歴史は、錢に対する社会的信用がいまだ不十分であつたことを物語つてゐる。逆に言えば、幾度にもわたる改鑄は、國家が錢をどうにか民間に定着・受容せしめんとする試行錯誤の過程をしめすものと解されるのである。したがつて、錢の価値の所在を明らかにするためには、同時に、前漢前半期における

改鑄の理由をも闡明せねばならないのである。

そこで参考となるのが、「二年律令」錢律（第一九七一九八簡）である。⁽³⁰⁾

錢徑十分寸の八以上にして、鑄たるを缺くと雖も、文章頗る知るべく、而して殊折し及び鉛錢に非ずんば、皆な行錢と爲せ。金の青赤たらざる者は、皆な行金とせよ。敢えて擇びて行錢・金を取らざる者は、罰金四兩とせよ。

これは以下の四つの基準を満たす錢を「行錢（流通を公認された錢）」と認めたものと解される。

①錢徑（錢の直徑）が十分の八寸（約一・八五cm）以上であること。

②錢文を少しでも読みとることができること。

③錢自体に大きな損傷がみられないこと（小さな損傷については考慮しない）。

④鉛錢（鉛を主成分とする錢）ではないこと。

①は、漢錢が秤量貨幣として官に受容されていなかつたことをしめすものである。かりに当時の錢が秤量貨幣と規定されていたばあい、そもそも錢徑を決める必要がないからである。③は、表面上のキズ等によつて錢の価値を判断することを法的に禁じたものとみられる。これより、行錢の法定価値は、その精巧度に左右されなかつたことがわかる。

	『史記』	『漢書』
漢初	爲秦錢重難用、更令民鑄錢（平準書）。	以爲秦錢重難用、更令民鑄莢錢（食貨志）。
呂后二年	行八銖錢（名臣表）。	行八銖錢（高后紀）。
呂后六年		行五分錢（高后紀）。
文帝五年	莢錢益多輕。乃更鑄四銖錢、其文爲半兩（平準書）。民得鑄錢（名臣表）。	爲錢益多而輕、乃更鑄四銖錢、其文爲半兩（食貨志）。更造四銖錢（文帝紀）。
建元元年		行三銖錢（武帝紀）。新壞四銖錢造此錢也。重如其文。見食貨志（師古注）。
建元五年	行三分錢（名臣表）。	罷三銖錢、行半兩錢（武帝紀）。
元狩三年	令縣官銷半兩錢、更鑄三銖錢（平準書）。	令縣官銷半兩錢、更鑄三銖錢、重如其文（食貨志）。
元狩四年	有司言、三銖錢輕易姦詐。乃更請諸郡國鑄五銖錢、周郭其下、令不可磨取差焉（平準書）。	有司言、三銖錢輕、輕錢易作姦詐。乃更請郡國鑄五銖錢、周郭其下、令不可摩取差焉（食貨志）。
元狩五年		罷半兩錢、行五銖錢（武帝紀）。

〔表1〕 錢幣史関係年表（漢元年～元狩五年）

④は、錢の素材に対する規定であり、鉛錢を行錢の範疇から除くものである。つまり官側は、錢の主成分を銅に定め、素材面から行錢の価値の画一化をはかったものと考えられるのである。

以上を要するに、前掲「二年律令」錢律は、行錢の大きさ・精巧度・材質の下限を法的に保障したものと解される。ただし「二年律令」錢律には、錢の大きさ・精巧度・材質の上限をしめす規定が含まれていない。したがって、前掲「二年律令」錢律によると、行錢のあいだでも重量・精巧度・素材の質に差異が生じる可能性がある。要するに、精巧度が低く「殊折（折れてバラバラになる）」寸前まで軽量化されたような悪質な行錢も、規制されないで市場に残るばあいがあるということである。前掲「二年律令」錢律のいう「敢えて擇びて行錢・金を取らざる者は、罰金四兩」とは、このようなあまり良質でない行錢の受領を渋る人びとの増加を防止するための規定であろう。それでは、いったい何が行錢の価値の指標となっていたのであろうか。

ここで注目すべきが②である。このように錢の「文章（錢文）」にこだわる律文内容はまさに、同一の錢文を有する錢同士は等価関係にあるとする官側の意向をしめしたもとのと推測される。食貨志下にも

又た民の錢を用うること、郡縣ごとに同じからず。或

いは輕錢を用いて、百に若干を加え、或いは重錢を用いて、平稱受けず。法錢立たず。吏、急にして之を壹にせんとするや、則ち大いに煩苛と爲りて、力、勝うる能わざらん。縱にして呵せざるや、則ち市肆、用を異にし、錢文大いに亂れん。苟くも其の術に非ずんば、何れに鄉わば可ならんや。

とある。これは、孝文五年（前一七五年）に文帝が「盜鑄錢令」を撤廃したさい、輕錢と重錢が並存して経済が混乱したことに関する賈誼の上奏文の一部である。その内容をみると、漢錢の民間における受容度が、じつさいにはその重量に左右されるばあいもあつたということがわかる。たとえば、「法錢（二行錢⁽³¹⁾）」百枚分の商品を輕錢で買あれば、輕錢一〇〇枚+ α が必要とされているごとくである。だがそれは、ほんらいの行錢のあり方ではない。といふのも、かりに錢の価値が法的にその実質重量や規定重量によって決定されていたのであれば、輕錢・重錢が混在する経済状況というのは、そもそも問題視されないはずであるからである。ここでは、ほんらい輕錢も重錢も「半兩」を錢文とし、それらは官からみればいづれも等価関係にあるべきものであつたからこそ、両者の比価が実情として可変的であることが問題となり、賈誼は「錢文大いに亂れん」と嘆いているのであろう。これより、行錢の有する法的価

値の画一性は、それらがいづれも同一の錢文を有しているという点において、建前上維持されていたと考えられる（以下、錢文原理と略す⁽³²⁾）。

ただし周知のことく、漢代において商品の価値は、一錢・二錢・三錢……のように、錢の枚数の積算によって計られていた（以下、個数原理と略す）。したがつて、かりに同時代に異なつた錢文をもつ二種類以上の錢が並行的に流通したばあい、一錢ごとの価値に高下が生じることになり、一錢・二錢・三錢……がそれぞれどの錢何枚分に相当するのかが確定困難となる。それゆえ、異なつた錢文をもつ漢錢は、同時並行的に流通しなかつたはずである。そこで〔表1〕をみると、前漢前半期には「半兩」・「三銖」・「五銖」という三種類の錢文をもつ錢が鑄造されている。そして「半兩」錢から「三銖」錢、「三銖」錢から「半兩」錢、「三銖」錢から「五銖」錢、「半兩」錢から「五銖」錢のように、旧錢とは異なる錢文をもつ新錢が発行されたばあいには、旧錢が「銷」・「罷」・「壞」されたとある。⁽³³⁾一方、秦代の「半兩」錢から莢錢（小型「半兩」錢の一種）、莢錢から八銖錢（規定重量八銖の「半兩」錢）、八銖錢から五分錢（小型「半兩」錢の一種）、五分錢から四銖錢（規定重量四銖の「半兩」錢）への改鑄がなされたばあい、すなわち改鑄時に錢文が変更されなかつたばあいには、旧錢を

「銷」・「罷」・「壞」したとは追記されていない。かかる記述上の差異は、二種類以上の錢文の並存によって幣制が混亂することのないよう國家が建前上配慮した、なによりの証拠であろう。これより、秦漢帝国は、錢文原理と個数原理によつて錢幣統制をしていたと考えられる。次の前掲平準書の文はこの点をさらに裏書する。

漢興りて秦の弊に接し……是に於いて秦錢重くして用い難きが爲に、更めて民をして錢を鑄しむ。

これは漢初に、秦代の「半兩」錢の実質重量を削減して、

小型の「半兩」錢に改鑄したことをしめすものである。両者はともに「半兩」を錢文とし、どちらも一枚分が「一錢」と數えられる。したがつて、ほんらいならばその実質重量に高下が生じてはならないはずである。にもかかわらず、「重くして用い難」いという理由で秦錢を軽量化しうるとされているのは、両者が同一の錢文をもつてゐるため、その実質重量を変更しても錢の価値体系に齟齬が生じることはないという了解が官側にあつたからに他ならない。⁽³⁵⁾

では、なぜ錢文は前漢前半期にたびたび変更されたのであろうか。ここで注目すべきは、漢錢の実勢価値がその実質重量に絶えず左右される傾向にあつた点である（前掲食貨志下の賈誼の上奏文参照）。これは、錢の実質重量を減らしても錢文原理と個数原理を維持できるとする官側の判

断が、錢の実質重量を重んじる民間の慣行に適合しなかつたことを意味している。その結果、漢帝国は、錢文を錢の実質重量に近づけねばならなくなり、状況に応じてそれを「半兩」・「三銖」・「五銖」などと改変したのである。これは、錢文による錢幣統制政策が挫折したことしめすものであろう。

おわりに

以上の検討結果をまとめると次のようになる。すなわち、秦漢時代には、固定官価・平賈（正賈）・実勢価格による物価制度が存在し、錢以外のすべての物財は、錢を価値尺度手段とする当該物価制度に組み込まれていた。そのなかには黄金や布帛などの「貨幣的機能」を有する物財も含まれていた。したがつて、秦漢時代における錢は、金本位制・布本位制ないしそれに類する制度によつて価値を保持していたのではなく、それとは異なるべつの要因によつて、価値体系の中核としての地位を保持し続けていたと考えられる。これについて前漢前半期における錢の改鑄の歴史は、錢が社会にある程度定着するまでのプロセスを描いたものとして、この問題に有力な手がかりを提供している。それによると、秦漢帝国は、当初、同一の錢文をもつ錢のみを

流通させ、その枚数換算によって商品の価値を計るという体制を維持しようとした。しかし、民間では錢が秤量貨幣として扱われる傾向にあつたため、結局、輕錢は輕錢として受け取られることになり、民衆が錢文に従わなくなつた。その結果、官は民間の意向に沿い、より実質重量に近く、価値物としてほどよく民間に受容されるような錢文に改変せざるを得なかつた。これが、前漢前半期において錢がたびたび試鑄・改鑄された所以であろう。そしてそのような官民間の相互関係の中で生み出された均衡点こそ、いわゆる「五銖」錢なのである。

註

- (1) 足立啓三「專制國家と財政・貨幣」(中国史研究会編『中國專制國家と社會統合——中國史像の再構成Ⅱ』文理閣、一九九〇年)、宮澤知之『宋代中國の國家と經濟』(創文社、一九九八年)、佐原康夫『漢代都市機構の研究』(汲古書院、二〇〇二年)、黒田明伸『貨幣システムの世界史(非対称性)』(岩波書店、一〇〇三年)など。
- (2) 平中英次「秦漢時代の經濟一般」(同氏『中国古代の田制と税法』東洋史研究会、一九六七年)、西嶋定生『中国古代の社會と經濟』(東京大学出版会、一九八一年)、宮崎市定『六朝隋唐の社會』(同氏『宮崎市定全集』第七卷、岩波書店、一九九一年)、藤田高夫「秦漢罰金考」(梅原郁

編『前近代中国の刑罰』京都大学人文科学研究所、一九九六年)、山田勝芳『貨幣の中国古代史』(朝日新聞社、二〇〇〇年)、関野雄「金餅考——戰國・秦漢の金貨に関する一考察」(同氏『中国考古学論攷』同成社、一〇〇五年)、清・顧炎武『日知錄』卷一 黃金條、黃万里『中国貨幣史』(博修出版社、一九五三年)、勞榦『漢代黃金及銅錢的使用問題』(同氏『勞榦學術論文集』甲編下、芸文印書館、一九七六年)、錢劍夫『秦漢貨幣史稿』(湖北人民出版社、一九八六年)、吳榮曾「秦漢時的行錢」(『中国錢幣』二〇〇三年第三期)、李劍農『中国古代經濟史稿』第一卷(武漢大學出版社、二〇〇五年)など。また堀毅『秦漢盜律攷』(島田正郎博士頌寿記念論集刊行委員会編『東洋法史の探究 島田正郎博士頌寿記念論集』汲古書院、一九八七年)、水出泰弘「戰国秦の「重一両十二(十四)一珠」錢について」(『中央大学アジア史研究』第七号、一九八三年)、若江賢三「秦律における贖罪制度」(『愛媛大学法文学部論集』第一八一一九号、一九八五—一九八六年)などは、「黄金一斤=一万錢」説を前提として刑法史や貨幣史に関する諸問題を取り組んでいる。これに対して、彭信威『中国貨幣史』(上海人民出版社、一九六五年)、陳直「居延漢簡錄論」(同氏『居延漢簡研究』天津古籍出版社、一九八六年)、吳鎮烽「半兩錢及其相關的問題」(袁仲一主編『秦文化論叢』第一輯、西北大学出版社、一九九三年)、林甘泉編『中国经济通史 秦漢經濟卷(下)』(経済日報出版社、一九九九年)、宋叙五「黃金与銅錢之比価問題」(同氏『西漢貨幣史』

中文大學出版社、二〇〇一年)、何清谷「秦幣春秋」(同氏『秦史探索』蘭台出版社、二〇〇四年)などは、前漢時代の黄金と錢の比価が可変的であつたことを指摘している。

(3) たとえば佐原注¹前掲書に「銅錢一枚の価値として機能しているのは、銅錢の重さや含有する金属の価値ではなく、律で定められた、布への換算と交換の可能性だけである。このことは秦代の銅錢が布に対する従属的下位貨幣であったことを意味する」とある。

(4) 張家山漢簡は、一九八三～八四年に湖北省荊州市荊州区

張家山二四七号漢墓から出土した前漢初期の竹簡(約一二〇〇枚)。簡番号は、張家山漢簡二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡〔二四七号墓〕』(文物出版社、二〇〇一年)による。

(5) 宋傑「漢代之“平賈”」(『首都師範大学学報(社会科学版)』一九九八年第一期)、錢注²前掲書、溫樂平「從張家山漢簡看西漢初期平價制度」(『秦漢史論叢』第九輯、二〇〇四年)、黃今言『秦漢商品經濟研究』(人文出版社、二〇〇五年) 参照。

(6) 居延旧簡は、一九三〇～一九三一年にエチナ河流域で発見された漢代木簡(約一万枚)。簡番号は、謝桂華・李均明・朱國照『居延漢簡釋文合文』(文物出版社、一九八七年)による。

(7) 居延旧簡(4.1)の読み方は、大庭脩『木簡』(学生社、一九七〇年)による。

(8) たとえば、「錢の平賈を穀物で計る」などということは、

原則的にありえない。ただし、大庭脩「居延新出「侯粟君所責寇恩事」冊書」(同氏『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二)が指摘するように、後漢初期の冊書では「平賈」が穀立てとなっている。それが地域性によるものか、時代性によるものかは判然としない。

(9) 影山剛『王莽の賒貸法と六筦制およびその経済的背景——漢代中国の法定金属貨幣・貨幣経済事情・高利貸付・兼并等をめぐる諸問題——』(私家版、一九九五年) 参照。

(10) 池田温「中国古代物価の一考察——天宝元年交河郡市估案断片を中心として——(一)(二)」(『史学雑誌』第七七編第一一二号、一九六八年)によると、唐代における物価の三等構造は、商品の精粗差や市況の動きによる高値・安値の変動幅を勘案して、妥当な値幅を記録するために設定されたものであるという。

(11) 睡虎地秦簡は、一九七五～一九七六年に湖北省雲夢県睡虎地一号秦墓から出土した戦国秦の竹簡(約一五〇枚)。簡番号は、『雲夢睡虎地秦墓』編写組『雲夢睡虎地秦墓』(文物出版社、一九八一年)による。

(12) 『周礼』天官小宰「以官府之八成經邦治：七曰聽賣買以質劑」の後漢・鄭玄注「質劑謂市中平賈今時月平是也」によると、先秦時代には「平賈」制の前身として「質劑」という制度もあつたごとくであるが、その実在および内容に關しては別途検討したい。

(13) 池田注¹⁰前掲論文。

(14) 宮澤知之「宋代の価格と市場」(同氏注¹前掲書)。ただ

し、池田温氏も指摘するように、楊雄『法言』学行篇卷第一に「一闢之市、不勝異意焉。：一闢之市、心立之平」と

あり、「平賈」制は実勢価格に対し一定の規制力を及ぼしていたごとくである。このことは、「平賈」が「市估」

と違つて、一定の目安として市人に公示されていた可能性を示唆する。しかも、睡虎地秦簡「秦律十八種」金布律

(第一三六簡)に「有買及買(賣) 殆(也)、各嬰其賈。小物不能各一錢者、勿嬰」とあるように、戦国秦の市では商品に値札が付けられていた。そのため、官吏は市を巡回して各商品の実勢価格を適宜確認し、それを「平賈(正賈)」と比較することができたとも考えられる。「平賈(正賈)」の実勢価格に対する影響力は、あるいは「市估」制のそれよりも強いものであったのかもしれない。この問題に対する具体的な分析は今後の課題である。

(15) 睡虎地第四号秦墓木牘は、一九七五～一九七六年に湖北

省雲夢県睡虎地四号秦墓から出土した戦国秦の木牘。簡番号および写真図版は、『雲夢睡虎地秦墓』編寫組『雲夢睡虎地秦墓』(文物出版社、一九八一年)による。

(16) 漢代における麻織物の価格の変化に関しては、堀毅「秦漢物価攷」(『紀要(中央学院大学総合科学研究所)』第四卷第一号、一九八六年)、絹織物に関しては、佐藤武敏『中國古代絹織物史研究』上(風間書房、一九七七年)などを参照。

(17) 清・方苞『史記注補正』など。

(18) 唐・司馬貞『史記索隱』、『索隱』引の晉・臣瓊注、民国・

李笠『史記訂補』など。

(19) 『史記索隱』引の如淳注、清・梁玉繩『史記志疑』、『志疑』引の王孝廉注、清・瞿方梅『史記三家注補正』、中井積徳『史記雕題』、滝川龜太郎『史記会注考証』、吉田賢抗『新釈漢文大系史記四(八書)』(明治書院、一九九五年)など。

(20) 顏師古『漢書叙例』に「李斐、不詳所出郡縣」とのみあるが、晉・晉灼注に李斐注が引かれ、李斐注に後漢・蔡邕の言が引用されているから、李斐は後漢末～三国魏の人であろう。

(21) 『史記』卷九七陸賈列伝の唐・張守節『史記正義』に「漢制、一金直千貫」とあるが、「一貫=千錢」であれば、「黃金一斤=千貫=百万錢」となる。しかし他の史料と符合しないので、あるいは誤文かもしれない。

(22) 彭注₂前掲書。

(23) 『春秋公羊傳』隱公五年条「百金之魚、公張之」の後漢・何休解詁に「百金猶百萬。古者以金重一斤、若今萬錢矣」とあるが、文中に「若今」とあるように、これは後漢時代の比価に関する文である。また、唐・馬總『意林』卷四引の後漢・應劭『風俗通義』佚文に「俗說、有功得賜金者、皆黃金也。按、『孫子兵書』、「日費千金」。千金、萬錢也」とある。しかし、そこには典拠がしるされておらず、前漢時代の比価をしめたものとは認めがたい。

(24) 金少英集釈・李慶善整理『漢書食貨志集釈』(中華書局、

一九八六年)。

(25) 山田勝芳『秦漢財政収入の研究』(汲古書院、一九九三年)は、武帝期の武功爵が「黄金一斤ニ一万銭」という比

価を基準にした制度であつたとのべてある。だが武功爵については、桜井芳朗「漢の武功爵に就いて」(『東洋学報』

第二六卷第一号、一九三八年)の説などもあり、いまだ検討を要する。

(26) 居延新簡は、おもに一九七二～一九七四年に現在のエチナ河流域で発見された漢代木簡(約二万枚)。簡番号は、甘肃省文物考古研究所・甘肃省博物館・中国文物研究所・中国社会科学院歴史研究所編『居延新簡』(中華書局、一九九四年)による。

(27) 彭浩『張家山漢簡《算数書》注釈』(科学出版社、二〇〇一年)によれば、「算数書」は前二世紀後半の戦国秦で原形が作られ、のちに増補されたものである。

(28) 金谷治『管子の思想』(岩波書店、一九八七年)。ちなみに、馬非百『管子輕重篇新詮』(中華書局、一九七九年)は、揆度篇を王莽期のものと解している。

(29) 本表は、『史記』平準書・漢興以来將相名臣年表(名臣表と略す)、『漢書』食貨志・高后紀・文帝紀・武帝紀より、前漢錢幣史に関係する文を抄録したものである。ただし、元狩年間の出来事に関しては年代に検討の余地があり、三銖銭の発行年代に関しても論争がある。これらは今後の課題である。

(30) 「二年律令」錢律の訓詁および訓読に関しては、拙稿「張家山第二四七号漢墓竹簡訳注(四) 錢律訳注」(『早稻田大

学長江流域文化研究所年報』第四号、二〇〇六年)参照。

(31) 「法錢」は他にみえない語であるが、おそらく行錢の同義語であろう。というのも、食貨志下に「法、使天下公得顧租鑄銅錫爲錢、敢雜以鉛鐵爲它巧者、其罪鯨」、『新書』鑄錢篇に「法、使天下公得顧租鑄錢、敢雜以鉛鐵爲它巧者、其罪鯨。……名曰顧租公鑄法也」とあり、孝文五年以降、四銖錢が流通すると同時に、「顧租公鑄法」が施行されている。よって、当該の「法」によって規制されていた国家公認錢という意味で、四銖錢を「法錢」とよぶのであろう。伝世文献に四銖錢の重量を「法重」とよぶ事例もみえるが、これも「顧租公鑄法」施行下の専門用語と推測される。

(32) 関野雄『中国青銅器文化の一性格』(同氏『中国考古学研究』東洋文化研究所、一九五六)なども漢初の錢が名目貨幣であつたと推測しており、一見すると小論での結論と類似するごとくである。しかし、それは錢の規定重量に名目価値を求めるものであり、必ずしも錢文に着目したものではない。さらに厳密にいえば、漢代に「半兩」錢が「三銖」錢や「五銖」錢に改変されたときに、それらが一二・三や、一二・五の比価で両替されたことをしめす史料はない。またそのさいに税制が大幅に変更されたことをしめす史料もない。したがって当該三種の錢は、幣制改革時に等価關係にあるものとして両替された可能性が高い。よつて、漢錢を名目貨幣と解し、その「本質的な価値」を錢文に求める解釈もやや不正確である。むしろ錢文は、それが同一である限り錢の価値は同じであるということをしめす、

「個数原理」維持のための指標であり、必ずしも漢銭の本モノの価値をしめしているわけではないと考えるべきであろう。

(33) 馬飛海総主編『中國歷代貨幣大系2 秦漢三国西晉南北朝貨幣』上海辞書出版社、110011年 参照。

(34) 『漢書』建元元年条には、旧銭を「銷」「罷」「壞」したとする付記がないが、顏師古注に旧銭を「壞」したとあるので補った。また、『史記』・『漢書』の元狩三～四年欄「有司言」以下の文にも付記がないが、これらはいずれも有司の新銭発行を促す上奏文であるから、新銭発行後の旧銭に対する処置に関しては言及がないのである。現に、後漢・荀悅『漢紀』孝武皇帝紀四元狩四年条には「銷半兩錢、更鑄五銖錢、重如其文」とあり、そのときに旧銭をとかしたことが明記されている。ただし、『漢紀』によると、元狩四年にとかした旧銭は「一銖錢」でなく「半兩錢」とされている。そもそも『漢紀』には、同紀建元五年条に「行半兩錢、罷三銖錢」とあり、それから元狩四年までのあいだに幣制が変更されたことをしめす文は含まれていない。それゆえ、荀悅はおそらく、建元五年以来の「半兩錢」を元狩四年にとかして、代わりに「五銖錢」を鋳造したと解しているのである。

(35) 銭文を価値基準とする貨幣価値の名目化は、漢初から新へとより洗練化された形で受け継がれた。たとえば「五銖」銭と「幼銖二十」銭は、銭径と規定重量が同一であるにもかかわらず、等価関係にはない。なぜなら、新代の銭幣の

銭文は規定重量をしめたものではないからである。ところが、居延旧簡に「校得錢八百其三百小錢」(74.8)、「□泉五百大泉五枚」(240.26)、居延新簡に「小泉七百枚」(E.P.T.59:163)、「大黃布十三枚」(E.P.T.59:191-228)と

あり、そこに伝統的な価値尺度のあり方と根本的に異なる枚の考え方がある。「小泉七百枚」は「小錢直一」七百枚の意に解されるが、ほんらいそれは「七百錢」と表記されるべきものであろう。また「大黃布」は千錢に相当する錢であるから、「大黃布十三枚」も「一萬三千錢」と表記するのが普通である。このような例外的表記法が中国古代の官制文書に採用されていたということは、計算上「五銖錢×千枚=小錢直一×千枚=大黃布」となるはずの三種の錢が、現実的には異なる価値をもつものとみなされていたことを示唆する。おそらく王莽の幣制改革が銭文による錢幣統制をあまりにも先鋭化しすぎたために、王莽錢の多くは価値を落とし、規定よりもはるかに低い実勢價格を有していたのである。

〔付記〕本稿は、11004年10月16日に早稲田大学史学会で行った研究報告「漢初における黄金と錢の関係について」「黃金一斤一万錢」説をめぐってに基づくものである。